



1 請願の趣旨、

- (1) 2017年、開示請求で、尾張教育事務所職員の処分に関する、文書を受け取る（関係資料一部 資料1）。非違行為報告書の、報告書は前所長片山裕之である。職員は処分をされているのに、管理職が処分をされていない事案である。
- (2) 職員に関する、非違行為報告書（資料1）によると、

2016年10月27日1回目の記録には、「暴行・・・」「誹謗中傷」、「メールを発出」（注・職務専念義務違反であること）「当該職員の名誉棄損」等の内容について、非違行為報告書では、管理職が、聞き取り、事実確認、問題点について明確にして、その後の対応をしているとは言えない。職務専念義務違反についての注意、名誉棄損があったのか、なかったのかどうか、結果について、当該職員を含む全職員への説明がなされていない。

この日の件に対する、管理職の対応（特段の措置は執っていない 資料1）が、その後、問題とされる事につながっているといえる。

これだけの内容の報告（資料1）をしながら、特段の措置を執っていないということは、管理職は、懲戒処分基準に当たるといえる。

【監督責任】が問われる。指導監督不適正=減給・戒告にあたるということである。

12月13日、2回目 「業務執行を妨害」記載および「メール発出」（資料1）は、職務専念義務違反といえる、事が起きている。（特段の措置は執っていない 資料1）

この段階でも、この日の、その他の記載事項から管理職は、指導監督不適正といえる。

12月21日、3回目 「業務執行を妨害している・・・職務命令を発したところ」について、管理職は、業務執行を妨害・・・について、及び、職務命令違反について、当該職員に対して、事実確認、問題点の整理、解決がなされていない。当該職員に、職務命令違反にたいする注意指導等がなされていない。さらなる、その後の問題につながったともいえる。この段階でも、管理職は、指導監督不適正といえる。

- (3) 2016年12月12日は派遣主事にたいして、当該職員 ハサミ・・・とあ

る。左臀部を蹴った。再度突進。左腕に肘をぶつけた。派遣職員からの報告書が提出されたとあるが、報告書はどこに出されたのか等不明。管理職による、当該職員に対する指導、働きかけ等含め事後対応は記載されていない。管理職の指導監督不適正といえる。報告書（資料1）ではわかりにくいが、12月12日、12月13日と継続することになる。管理職の指導監督不適正といえることが継続しているということである。前記、12月21日3回目の事案に継続したといえる。

管理職の、指導監督不適正が、起因しているといえる。

- (4) 2017年1月16日、業務執行妨害、痛打、職務命令を発した、破損、  
とあるが、当該職員に対する、管理職による、具体的な事後措置は報告書（資料1）によるとなされていない。報告書の内容について事実確認後、事実確定、問題点整理、解決がなされていないことは明らかである。記載通りなら、業務執行妨害、職務命令違反等についての、指導等が管理職によってなされるべきであるが、報告書（資料1）にはない。
- (5) 処分をされた職員の処分を求めるものではない（再処分を求めるものではない）。  
付け加えておくと、1月16日の件で、当該職員が、文書を、シュレッダーで破棄したように受け取れる部分（資料1）については、そうではないとのこと。  
(11月14日県教委職員によって確認)。  
非違行為報告者が、報告書内容に正確でない、内容を記載していることにも問題がある。

## 2 請願事項

- 1 2016年10月27日～件について（資料1）、当時の尾張教育事務所、所長、他の管理職らに対して、監督責任不適正で、指導も含む、処分を行うこと。
- 2 2016年12月13日の件に対して（資料1）、当時の尾張事務所所長、他の管理職らに対して、監督責任不適正で、指導を含む、処分をする事。
- 3 2016年12月21日の件に対して（資料1）、当時の尾張事務所所長、他の管理職らに対して、監督責任不適正で、指導を含む、処分をする事。
- 4 2017年1月16日の件に対して（資料1）、当時の尾張事務所所長、他の管理職らに対して、監督責任不適正で、指導を含む、処分をする事。
- 5 非違行為報告書は、職員の違法、不適切と（管理職が）、思える行為に関する場合は、誤りのない内容を、速やかに文書で提出させる事。

添付資料 資料1 非違行為報告書、(写し)

愛知県教育委員会教育長 様

2017年12月7日

2017年11月17日付提出の請願について追加請願  
(尾張教育事務所文書破棄事件)

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

宮崎邦 [REDACTED]

1 請願の趣旨、の追加

- (6) 2017年、1月16日の件に関する、質問書と回答書を入手する（資料2、3）。  
この回答では、尾張教育事務所は、事実はあったが、直接、当事者には確認していない。県教委職員は確認「出来なかった」ということである。尾張教育事務所で、シュレッダーで破棄された文書について誰が破棄したのか法的対応（手続きも含む）等したうえでの確定がなされていない。

2 請願事項の追加

- 6 2017年、1月16日、旅行命令書、等についての「破棄」、事件について、再度、事情聴取、及び事実確認の後、破棄事件（破棄したもの）の当事者を確定して【確定できない場合は法的対応等して】処分等をする事。  
7 同、破棄事件について、事実確認等した後【確定できない場合は法的対応等して】、破棄した当事者の監督責任者を処分する事。

添付資料 資料2 質問書、(写し)

資料3 回答書 (写し)